

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年7月11日（月）午前8時59分から9時42分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

農業委員（9名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（1名）
会長職務代理者 1番 葛原 慶仁

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について

議案第21号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第23号 令和4年度下限面積（別段面積）の設定について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7 会議の概要

事務局 ただいまより、7月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。5番の鈴木 ^{みのる} 委員と6番の福原義明委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

それでは、議案に入ります。

議案第20号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。
事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が2件です。

【議案第20号、所有権移転の整理番号18、19について説明】

3ページの所有権移転の整理番号18については、川部・和泉地区の(株)ムツミテクニカから北西約630mに位置する農地であります。
譲渡人が令和4年4月に相続した農地であります。相続する前から耕作されておらず、今後も譲渡人自ら耕作する意思がないことから、譲渡人から隣接地を所有する譲受人へ相談し、売買することとなったものであります。

次に、整理番号19については、大曲地区の北側に隣接する農地であります。

譲渡人自ら耕作しておらず、今後も耕作する意思がないため、隣接地を所有する譲受人が農地集約のため、取得することとなったものであります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第20号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第20号は議案のとおり決定することとします。
次に、議案第21号、農地法第4条第1項の規定に基づく、農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。
農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。
事務局より説明願います。

事務局 議案第21号について、説明いたします。
今月の農地法第4条の申請は、1件です。

【議案第21号について説明】

申請人は、田舎館村垂柳地区の小野英治さんです。

申請地は、垂柳地区の南側に隣接しており、自己所有地（貸家）に隣接する農地であります。

用途は、申請人が大工と農業を職業としており、資材置場として利用するものであります。

以上です。

会 長 次に、議案の審議に入る前に、事前審査の結果報告を2番の菊地卓朗委員よりお願いします。

事前審査委員（2番 菊地卓朗委員）

事前審査の結果を報告します。

7月4日（月）に、私と白戸陽平委員、葛原慶仁委員、事務局の4人で現地審査に行ってきました。

申請人は、小野英治さん、住所は、・・・（中略）・・・、所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音等、問題ないものと見てまいりました。

会 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請地は、垂柳地区の南側に隣接する農地であり、農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当すると判断します。

許可基準として、第1種農地の転用は、原則、許可することができないことになっていますが、例外的に許可することができるものもあり、今回の転用については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可の見込みがあると判断します。

以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第21号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第21号は、許可相当と判断し、県知事へ申請書及び意見書を送付いたします。

次に、議案第22号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。

農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第22号について、説明いたします。

今月の申請は、農地法第5条の使用貸借権設定が1件です。

【議案第22号について説明】

申請人は、弘前市の三浦武憲さんです。

申請地は、JR川部駅から北北西約440m、村営住宅の北側に位置する農地であります。

用途は、自動車販売事業のための中古車販売展示場と駐車場であります。

以上です。

会 長 次に、議案の審議に入る前に、事前審査の結果報告を2番の菊地卓朗委員より願います。

事前審査委員（2番 菊地卓朗委員）

事前審査の結果を報告します。

7月4日（月）に、私と白戸陽平委員、葛原慶仁委員、事務局の4人で現地審査に行ってきました。

申請人は、三浦武憲さん、住所は、・・・（中略）・・・、所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音等、問題ないものと見てまいりました。

会 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請地は、JR川部駅から北北西約440m、村営住宅の北側に位置する農地であります。

申請人は、現在、弘前市において自動車販売事業を行っていますが、販売業績の向上に繋げるため、交通量が多い場所に展示場を設置したいと考え、元々、自分で所有する農地でもあったことから、この土地を選定したもので

あります。

農地区分は、鉄道の駅から500m以内に位置することから、「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域」に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域にある農地であるため、「第2種農地」と判断します。

第2種農地は、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる場合は、原則として許可することができない。」となっていますが、周辺の非農地等での検討も行っていることから、許可の見込みがあると判断します。

以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第22号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員（6番 福原義明委員）
隣接地に桃を植えているということだが、所有者は誰ですか。

委 員（2番 菊地卓朗委員）
申請者とは別の人です。

委 員（6番 福原義明委員）
転用した場合、隣接地が桃の栽培であれば、農薬飛散等考えられるが、どのように判断するのか。

会 長 暫時、休憩します。
（休憩）
休憩を解き、会議を再開します。
他にありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第22号は、許可相当と判断し、県知事へ申請書及び意見書を送付いたします。

次に、議案第23号、令和4年度下限面積（別段面積）の設定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 議案第23号について、説明いたします。

(議案内容を読む)

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、農地所有に係る要件である下限面積を設定できることとなりました。

また、農業委員会の適正な事務実施について、平成22年12月に一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段面積)の設定又は修正の必要性について、審議することとなったため、議案の審議を求めるものであります。

会長 議案の審議に入ります。

議案第23号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員(工藤秀範推進委員)

家庭菜園として、5a位の農地を利用したいとなった場合、50aの下限面積があるため、農業者でない人は、取得できなかったが、農地法改正で下限面積50aが廃止となれば、村としても農家でない人が取得できるよう設定しても良いのでは。

中間管理事業において、法人で小さい面積も借りているが、ある程度の一体的な農地でないため、農業機械での作業や効率も悪く、利用するのに大変である。

会長 暫時、休憩します。

(休憩)

休憩を解き、会議を再開します。

他にありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第23号を終わります。

次に、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第9号について、説明いたします。

【報告第9号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第9号を終わります。

次に、報告第10号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について、農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第10号について説明いたします。

【報告第10号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第10号を終わります。

以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。

ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和4年7月11日

田舎館村農業員会

会 長

福 士 真 規 

議事録署名者

委 員

鈴 木 稔 

委 員

福 原 義 明 